

# 令和6年第1回岐阜県議会定例会提出議案（追加分）

（令和6年3月6日）

議第72号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

国家公務員の特殊勤務手当の額の改定に鑑み、次のとおり改正する。

- 1 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、災害応急対策作業に従事した職員に支給する災害応急作業等手当の上限額を改定する。

【改定前】 上限 710円/日

【改定後】 上限 1,620円/日

○令和6年2月22日に上程済の条例改正議案（議第32号 **別紙**）により新設を予定している手当の上限額を引き上げるもの

- 2 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において、遭難者の捜索救助その他の危険又は困難を伴う救援等の業務に従事した警察職員に支給する警察職員手当の上限額を改定する。

【改定前】 上限 1,680円/日

【改定後】 上限 2,160円/日

○既に支給対象となっている手当の上限額を引き上げるもの

- 3 その他所要の規定の整理を行う。

（公布の日から施行）

議第32号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

- 1 国家公務員に準拠し、次のとおり災害応急作業等手当を支給する。
  - (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある災害救助法が適用された市町村の区域内の現場において、巡回監視又は応急作業等に従事した場合  
上限 2, 160円/日
  - (2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法により設定された警戒区域等で災害状況の調査等に従事した場合  
上限 2, 160円/日
  - (3) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣され、心身に著しい負担を与える災害応急対策作業に従事した場合  
上限 **710円/日**
- 2 1に伴い、所要の規定の整備を行う。

(公布の日から施行)

# ○条例で定める各業務の手当額の上限

(単位：円)

手当	内容	現行	議第32号 【議案上程中】	議第72号 【追加提出】
災害応急 作業等手当	河川の堤防等、道路等の巡回監視、 応急作業		新設 2,160	2,160
	噴火による災害時等の警戒区域等で 行う調査	規定 なし	新設 2,160	2,160
	災害対策本部設置団体に派遣されて 行う災害応急対策作業		新設 710	改定 1,620
警察職員 手当	遭難者の捜索救助その他の危険又は 困難を伴う救援等の業務	1,680		改定 2,160